

平成22年度 第2回 長野県社会福祉審議会 議事録(要約)

日 時 平成22年11月25日(木)

14:30~16:50

場 所 長野保健福祉事務所301会議室

1 開 会

2 あいさつ

(野池健康福祉政策課長)

3 会議事項

(1) 説明事項

「長野県の社会福祉施策に関する提言(案)」について

(野池課長から、資料1から資料4の説明)

(2) 意見交換

(合津委員長)

それでは、会議事項の(2)意見交換ですが、今、説明がありましたように、提言書は、個々のテーマが章立てになっていますので、一つ一つのテーマに沿って、順次、文言、文章の修正点、あるいはもう少しこう書いたほうが良いといった意見を出していただき、意見交換していきたいと思います。

それでは(1)のテーマ、福祉人材の確保・定着についてご意見をお願いします。資料1にはポイントが書かれておりまして、具体的なご意見は資料2で、ページをお示しいただきながらお願いします。

(児玉委員)

先日、ある会議へ出席しました。どういう会議かと申しますと、長野県がかつて行った「福祉の翼」というプログラムがありましたが、私も1995年に参加させていただきました。そのときの参加メンバーが13名おりまして、そのうち9名が集まって、年に一回、1泊2日で会合を持っています。ですから、15年間継続してずっとやっている会になりますが、そこにはドクター、看護師、行政関係の方、介護福祉士、施設を経営する方など、いろいろな方が参加して、わずかな人数ですけれどもずっと続いています。

そこで、この15年間に私どもが勉強させていただいた認知症の問題とか、介護保険の問題とか、スウェーデン、ドイツ、ベルギー、イギリス、その他で勉強させていただいたことが全部役に立っているということに改めて感心させられました。当時団長を務め

ていただいた先生は亡くなり、その後、事業は県社協さんに移管された後、現在は続いていると思います。

そこで、その参加者の人たちと交換する意見が、いろいろな形で県の施策に関わっているということがわかってまいりました。やはり人の育成に関しては長期のスパンで考えていただけたら大変ありがたいと思ったところです。

また、そのとき、施設経営をしている方から出た話なのですが、その施設は職員の定着率がとてもいいとおっしゃいます。この提言書では、施設の人材定着率が悪いという話が出てきますが、そうした中で、定着率がとてもいい。そこで感じましたのは、施設を運営する人の基本的な姿勢の問題が、決して労働条件の問題だけではなくて、非常に大きいのではないかなということです。もちろん労働条件もそれなりに整えなくてはならないとは思いますが、そういうことを改めて感じました。

私も東京都の中央区、墨田区、町田市でも仕事をさせていただき、全社協の研修会を何回かし、会議で全国を回る機会を持たせていただきました。やはりそこでも感じましたが、改めて最近、経営者の福祉に対する基本的姿勢ができていないか、またその姿勢はどこで醸成されたかが、とても大きなことだろうと思いました。そういう意味で、私どもの会合は単なる個人的なフェローシップではありますけれども、大変に情報交換を進めている。そしてそういう会合の根をきちんと県が演出して下さったということに対して、県にはお礼を言いたいと思います。しかし同時に、福祉人材は、断片的ではなく、もっと総合的にきちんとした施策として考えていただけると大変ありがたい。そうすることで、人材の定着の問題、経営者の問題、施設の問題も、もう少し変化してくるのではないかと。そうせずに事後処理的な対応ばかりになると、結局後々エネルギーが莫大にかかり、いろいろなことが進みにくくなるのではないかと感じます。

(合津委員長)

ありがとうございました。1番の 、 、 、 を含めた総合的なご意見をいただきました。

(佐藤副委員長)

人材確保、高齢者の介護事業の関係でご発言を申し上げます。本当に5年ぐらい前は大変厳しい就労環境で、募集してもなかなか集まらない現場もありました。この間、人材確保には、国も本当にいろいろな施策を出していただきました。おかげで、就業率、離職率が大変改善されてきています。また交付金制度により、賃金改定の部分も一定の成果が上がってきています。

順に見てまいりますと、中学生、高校生の福祉教育、また高校生の職場実習には、結構な人数が来ていただいています。「先生方が本当に変わってきたな」と、我々現場とすればうれしく思っています。高校卒の皆さんが職場に応募をしてくることも大変多くな

ってきました。

ただ、介護福祉士の養成施設連絡会議の皆様方のお話を聞くと、まだまだ定員を埋めるような状況にはなく、大変心配をしているところです。その心配の一つは、修学資金の貸与制度が切れてしまうのではないかと、いうものです。この提言には継続をしていくということが掲げられておりますので、ひと安心ということでもあります。そういう資金制度までなくなってくると、今の経済状況の中で、教育費用を出したくても出せない状況になり、ますます悪循環につながるのではないかと心配しておりました。

また、現任研修と代替職員の確保について、県と県社協さんがタイアップしていただき、いろいろな取組をしていただき、現場の雇用促進、定着に寄与していただいております、これもありがたく思っています。これを現場でどう使うのかは各法人・事業所の考え方であろうかと思いますが、大変進んできている状況です。

そういう意味では、人材確保については、5年前から考えると十分、十二分とは言いませんが、一歩、二歩前進をしてきて、現場とすればありがたい後押しになる施策がたくさん出てきていると思います。

なお、これからの少子高齢化の中では、どうしても外国人労働者についても考えざるを得ない状況もあらうかと思っておりますので、この 番についても少し考えていかざるを得ない部分は出てくるだろうと思っております。

それから、人材確保については今、人材センター、またハローワーク等で本当にいろいろな施策が出ておりまして、中高年、失業者の対策に関しても介護の雇用について前進をしていますので、我々にとっても大変追い風が吹いていると感じられる今日このごろです。

(合津委員長)

ありがとうございます。就職先がどんどん増えて、今度は倍率が高くなってきますと、学生には大変になってきますけれども、現場としては非常にいいことですね。

1点、提言書の書き方について確認ですが、福祉修学生への資金援助のところ、「入学者の増加策としては介護福祉士修学資金貸与制度の実施も検討されるべき」と書かれていますが、これは、今、佐藤さんのご意見では、これが実施されている、継続されているということですね。

(吉川地域福祉課長)

これは、ご提言をいただいたときが何年か前ということもありまして、そのときはまだ動きがなかったかもしれません。実際は現在、貸付制度が動いておりますし、一応来年まではやるということになっております。貸付原資が終了したあとも継続的にやっていただく必要があるという意味では、要望としてはいいと思います。

(合津委員長)

「検討されるべきであり」というのは、これそのまま出すということは、あまり好ましくないとと思いますが。

(野池課長)

そこは訂正をさせていただきたいと思います。

(合津委員長)

の修正案としては、「検討されるべき」であり、既に意見が出たことが実施され、さらに継続されたい、というように、よく修正してください。

今、ご意見いただきましたように、他の貸付制度の活用、ハローワーク関連の制度についても、できれば加えておいていただければと思います。

以前ここで話し合われたもので、状況変化があった後もそのままの表現になっている部分もあると思いますので、また精査をしたいと思います。

(佐藤副委員長)

11月11日は「いい日いい日」で介護の日ということでしたが、今年が制定3年目になります。これは長野県をはじめ、県内の事業者団体の皆様方が一生懸命後押しをしていただき、国の制定につながった部分があると思います。

この介護の日には、介護労働者の確保、また介護についての理解促進、介護の社会化の推進というようないろいろなねらいが含まれております。制定に向けて、県社協や私ども、また社会福祉団体の皆さん方、さらには養成学校の皆さん方とともに、本当に大きなうねりの中で取り組んできたところです。

他県の事業をいろいろ見ますと、やはり県が主体的に参画していただく中で、事業を大きくしていくということがあるようです。1年目は大変な予算をいただきましたし、今回も県の皆様方には大変お世話になった部分がございます。そういう意味で、「介護の日」というものも、この提言の「人材確保」の中で、やはりどこかに入れていただき、取組を全県的に進めていかれたらどうかと思います。

(合津委員長)

よろしいですか。体系で言いますと のあたりでしょうか。

あわせて、介護の日とは一体どんな日なのか、介護の日の制定についてと、この3年間の取組内容について、少し注釈が書かれているとよいと思います。

(佐藤副委員長)

介護の日の制定に関しては、3年前、国でこれを制定しようというときにパブリック

コメントがありましたが、それに先立って長野県の県社協さん、私どもの協会、それから介護福祉士会、社会福祉士会さん、介護養成専門学校の連絡関係の皆さんの六団体で「制定準備委員会」をつくり、この委員会で意見を出しています。その後「普及実行委員会」に組織を変えていただき、長野県にも入っていただき、「普及の日」ということで、第1回は松本市で2,000名が集まり、イベント、記念講演、また人材確保のための職場説明会などを行いました。第1回目でしたので大変大きなイベントになりました。

2年目は、取組は各団体でそれぞれ行うということで、普及実行委員会はそのまま残しながら、毎年、大きなイベントはできませんので、それぞれの事業所、事業団体で取り組みました。3年目の今年は、「やはり2年に一度は開催しましょう」ということで、佐久の勤労者福祉センターで、500名ぐらいしか入らない施設ですが、介護養成施設連絡会の学生様、長野大学の生徒も含めて500人集まっていただきました。さらに一般の方が約100名で、総勢600名の皆様方が、記念講演や、家族介護者の代表のお話、学生さん方のお話、介護体験、実習の体験などを行い、「介護の社会化を推進していきましょう」ということで実施しました。こういう取組を通じて、人材確保にも大いにつながっていくということもありますので、ぜひ、提言に入れていただければありがたいと思います。

(合津委員長)

今の部分につきましては、 に入れたらいいかと思われま。その制定とその制定に向けた動きがあったということ、ぜひつけ加えていただきたいということです。

(岸田委員)

医療と介護の一体的提供体制というところで、研修事業と合わせて、ということここへ入れたのですが、その研修については、地域の中核病院等々で、事例検討会をはじめ、いろいろなことを積極的に行っています。「研修の充実」とあるのですが、「地域での取組などを通じて、さらに地域の住民が」、というように、この部分を少し変えていただいたほうがいいと思います。

(合津委員長)

3ページですね。私も実は、そういう機会があれば、福祉教育というのは、何も小中学生や高校生だけではなくて、もちろん職場も含めて、やはり「地域住民に対する福祉教育」とか、「地域が現状を知る」というところから始めるべきだと思っています。中高年の問題もそうですが、「地域」には、助け合いやネットワークという機能に加えて、福祉の仕事につきたいという人の「発掘」につながっていく可能性が十分あって、やはり「地域における福祉教育」という文言あるいは概念も提言に含めていただきたいと思っています。

(児玉委員)

今の委員長さんのお話ですと、例えば医療と介護などのさまざまな連携を図る上で、「地域住民は決して単なる受け手ではないですよ」ということを強調するということですね。それは、私はとてもいいことだと思います。地域住民が単なるサービスの「受け手」であったり、人材確保を図る上での一つの「要因」に過ぎなかったりするのは、やはり不十分だろうと思います。今のご提言、大変よろしいのではないかと思います。

(合津委員長)

ありがとうございました。隣近所の助け合いも、これはやはり「福祉人材」というのでしょうか。そういう意味では、人材は専門職だけではない。その点については追加するということがよろしいでしょうか。

につきましては以上でよろしいでしょうか。それでは、さらに追加意見がございましたら、事務局のほうにお送りください。

では(2)介護保険法・障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方についてです。

(児玉委員)

以前も低所得高齢者向けの施設整備は、決して特養、老健等々だけではない、ということをおし上げたところですが、私、年金をもらうようになりまして感じていることを、私的なことを含めて一言申し上げます。

厚生年金なのですが、金額が想像していたより低いということです。少し前の先輩たちに比べてかなり低い。私、決して給料はそんな安かったわけではないと実感しておりますけれども、とても低いということが現実としてわかりました。

この審議会に属させていただいた3年ぐらいの間に私の親族が次々と亡くなりました。制度が違いますけれども、厚生年金で大企業による上乘せ年金のものは、遺族手当を含めて大変高い。それから、95歳になった義理の父も共済年金で、私の2カ月分が1カ月分です。あるいは最近亡くなったおばも、共済年金の遺族年金ですけれども、やはりとても高い。

ということは、一律に「高齢者はお金を持っている」と、くくってしまうことはしないほうがいいのではないかと。持っている人はとても持っていることは事実です。私は施設で仕事をしていますときに、「寄附金を寄附したいんですが、私はひとり者ですから3,000万円ほどあります。私が亡くなったあとに使ってください」とか、あるいは、「家屋敷があるんですけども、これを、ひとりのものですから何とかしてください」などと、さまざまな話も受けたことがあります。持っている人と持っていない人がはっきりしています。長野県の施設は、特に少しお金のかかる建物をつくるのが中心になっています。高齢者のアパートは、国土交通省で推進しているような高齢者のアパートのよ

うに、例えば入所者10人に対してヘルパーが1人つくというようにいろいろな制度がありますけれども、県内では導入が少ないかと思います。これからの人たちは雑居の部屋で寝ることより、それぞれが思い思いのことをしながら、けれども安心して生活したい、という思いが強いと思います。私自身もそう思っています。県でもいろいろやっていますしやるということは十分わかりますが、そういうものの確保をどう進めていくか、新しいものをつくるというのではなく、今まである物、使える物を活用しながら推進する方法を考えていただくといいのではないかと思います。

先ほど町田市での経験などにも触れましたが、公団関係では、従来の古い2つの部屋を1つの部屋にして使いやすくするなど、いろいろなことを進めています。ですからもう一度総点検し、ある物を活用しながら、みんなが安心して生活できる形を整えていただけるとよろしいのではないかと。そうすることで、それほど経費がかからなくて済む部分もあるのではないかと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。補足等ございますか。

(高岡委員)

今、児玉委員さんのお話にも若干近い意見ではありますが、この先の高齢者の生活水準というものを考えたとき、格差がますます出てくるだろうと私も思います。高齢者は間違いなく増え、特に団塊の世代の皆さんが後期高齢者になる2025年に向けて急速に増えていく。そのあともどんどん高齢化率は上がっていきます。とにかく施設整備が一つの色に染まらず、いろいろな選択肢のある、バランスのとれた整備をしていく必要があると思います。

もう何かユニット型個室完備でなくてはいけないといったような、一方的な考え方はどうだろうということは、以前も審議会でご意見を申し上げたとおりです。県では、多床室もいいのではないかとということで、またここで少し方向を変えて、施設整備をしていくという考え方が出てきたと思います。特に10ページの「県の主な対応」で、「第4期プランにおいては云々」というところから、「平成22年度当初予算において、前年度当初予算比で12倍あまりとなる予算額を計上し云々」とあります。

一時期、長野県は宅幼老所や、小規模の施設に非常に傾注していた時期がありました。その政策がよかったか悪かったかは、これから検証が一つ一つされていくと思いますが、一時期特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、老人保健施設等の施設整備が少し鈍った時期があるのは事実で、その反動がこの数年間あっても、もう当然のことだと私も思っています。

そこで確認したいのは、この12倍あまりとなる予算額を計上した施設建設が、本当にできるのか、ということです。ここに来て、国や県も税収が落ちて財政的に厳しいとい

うことは、もう新聞各紙等々を読めばよくわかることですが、しかし、これはやはりや
っていかなくてはいけないことだと思います。対象者がいるわけですから、国や県の財
政事情がどうこうということではなく、やはり福祉事業活動の基本的理念は、そういっ
たものに左右されない、人の生活を守っていくというのはそういうことではないかと思
います。やはり審議会としてもきちんと求め、また県もこのような形でしっかりこたえ
ていていただきたいと思います。

確認をしたいのですが、本年から来年、また複数年にわたる事業かと思いますが、施
設整備計画が予定されたようにしっかりできる、それは大丈夫ですね。

(有賀健康長寿課介護支援室長)

ここに書いてありますように12倍ということで、具体的な数字を申し上げますと、平
成21年度当初で4億円強の予算であったものが、50億円を超えるという予算です。これ
につきましては、広域的な特養、大規模特養といったものへの県の補助が26億円、あと
の半分は国の介護基盤緊急整備の基金を積みまして、それを活用した予算でございます。

これらはすべて、各市町村から具体的な計画を出していただき、予算を付けています。
したがって、見込みでつけているわけではありませんので、当初予算で今年お認めいた
だいたものについては、大体、大きなものについては2年かかりますので、今年と来年
の中で確実にできてきます。この50数億円でございますけれども、今年予算をつけたも
のについては、来年も残りの部分の予算をつけなければなりません。したがって、多く
の部分は、引き続き、例えば半分半分で工事をすると、来年も同じぐらいの補助をさせ
ていただき整備をしていくこととなります。

前倒しで整備する施設もありますが、そのほかにも、将来に向かってさまざまな地域
で、特養ほか新たな基盤整備のお話も出てきております。そうしたお話もお聞きしなが
らご支援をしていくことを基本的な考え方としております。

(合津委員長)

ありがとうございます。あわせて少しよろしいでしょうか。

「低所得者の施設利用が困難にならないような対策」という表現があります。今、国
のほうで、個室ユニットだけしか認めないという方針があるようですが、そのあたりは
いかがでしょうか。今、入所されている方が低所得者の場合、過去につくった4人部屋
を出て、新しい個室ユニットの施設へ行こうにも、12万円、13万円かかるのでは入れま
せん。施設整備のターゲットはどのように設定していますか。

(有賀室長)

今、委員長のおっしゃったとおり、長野県だけの問題ではないのですが、特別養護老
人ホームについては、基本的な方向としては、お入りになっている高齢者の介護される

環境ということを踏まえ、今までずっと特養のユニット化ということを進めてきているわけですし、ご案内のとおり、7割近くをユニットにしておくという話もあります。

今現在、長野県もそういう状況ですが、具体的な特別養護老人ホームの整備計画をお聞きすると、当然ユニットの部分と多床室の部分をあわせて整備したいという案件が結構ありまして、つい最近の話ですが、国のほうでも、いわゆる多床室とユニットを合わせた施設について、それぞれの部分を、別々の事業所という形で認定するという方法をとれば認めていくということでございます。県の補助としましても、ユニットでなければ確実に補助をしないということではございません。今挙がっているものについても、いわゆるユニットと多床室とを合わせた案件がありますので、それはお話しをお聞きしながら補助支援をしていくという状況でございます。

(合津委員長)

ありがとうございます。その部分については、私どもの提言書にも載っておりますので、そのようにしていただければと思います。

次期計画に向けて高齢者実態調査が行われるということですが、あるいはもう始まっているのでしょうか。以前、その老人ホームの問題については、全国で42万人の入所待機者がいるということで、それはおそらく、各施設からの待機者がどのくらいいるかということで集計されたものかと思えますけれども、実際、私はいくつかの施設、法人に関わっておりまして、200~300人の入所者すべてに連絡をとって、精査させてくださいとお願いしました。すると申込書を出したままの人が多く、本当に待機されている方は3分の1あるいは半分だとおっしゃっていました。今後、正確な数値を使うのがいいのではないかと思います。どんなことが考えられるのでしょうか。

(有賀室長)

特養の待機者の問題でございまして、新聞等にも出ておりますが、今、委員長のおっしゃいましたように、42万人という国の数字ですが、長野県からはその当時、4,800名弱という数字を挙げています。今現在、5,131名ですが、この数字は、自宅にいて、特別養護老人ホームに申し込んでいらっしゃる方に限らせていただいています。

それはなぜかと申しますと、当然、介護保険制度の中では「契約」でございますので、お一人で、周りの特養すべてに申し込みをしているという方がたくさんいらっしゃいます。したがって、具体的に何人いらっしゃるかということは、そういった方すべてをソートをかけなくてはいけないということがあります。もう一つは、例えばグループホームに入ったとか、有料老人ホームに入ったために、以前は、例えば特別養護老人ホームに申し込みをしていたけれども、今現在はもう要らないという方が実は結構いらっしゃいます。

そうしますと、例えば老健に入っている、病院に入っていらっしゃる方でも、本当にまだ特別養護老人ホームを希望する方は当然いらっしゃるんでしょうけれども、今までの調査では、それが実はわからなかったということがございます。国のほうの42万人というの、その辺のところ为抓手されているかということ、必ずしもそうではないのではないかと思っております。

今、「高齢者実態調査」のお話がありましたけれども、実は来月の12月1日現在でさまざまな調査をやらせていただく予定になっております。今回は新たに、施設に入っていらっしゃる方、病院、老健等に入っていらっしゃる方で、個々に、お一人お一人にアンケートをとるのではなく、施設の職員の方々が、「この方は特別養護老人ホームのほうがいいのではないか」という形で、本当のニーズを把握していこうかと思っております。このように、在宅の方のニーズとあわせ、入所の方のニーズもダブりのないように把握し、本当に必要な数を出していきたいと思っております。

(合津委員長)

ありがとうございます。実際にやっていただいているとすれば、「的確な実態把握」という表現を、ぜひ提言書に一言入れていただければということ、改めて提言させていただきたいと思っております。

(児玉委員)

関連で申し上げたいと思いますが、例えば県が補助金を出している先は、だいたいが社会福祉法人です。先ほど申し上げた会合の中で、ある方が、かつて社会福祉法人の施設にいたのですが、そこから飛び出して有限会社をつくりました。そして居宅系の施設をたくさんつくってきたけれども、今は株式会社に替えた、という話をしてくれました。そして、入る方がなるべく入りやすい形にすること、一人一人の人権が守られる形にすることに努めてきたといいます。すると、各広域から次々と声がかかって、今は3か月単位で開所計画を持っているということで、びっくりいたしました。その開所計画も、ある地域に限定したものでなく、東信、中信、南信に及んでいます。

今、各地のニーズに応じて、このように、ある程度大規模な施設だけでなく、もっと自由がきく施設をたくさん持っている法人が出てきています。今は金利が低いので、銀行のほうもかなりの融資をしてくれます。「個人の借金が何億円もあるけれども、そうしたニーズにこれからもこたえていきたい」とおっしゃいます。また、「株式会社立にしたけれども、個人の持ち株会社にはしたくない」と、一緒に働く職員による持ち株制をとって、それぞれが自らの力で地域をつくり上げようと取り組んでいます。そこで、補助金にはいろいろと多様な形をぜひ考えていただき、補助金交付の際には、法人に応じた補助金の出し方、支援の仕方を考えていただくと大変ありがたい、ということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

(有賀室長)

少し制度のご案内だけさせていただきたいと思います。

今、私どもでは、特別養護老人ホームをはじめとして、老健、グループホームなど、さまざまな施設に対して補助制度がございます。たまたま今、社会福祉法人というお話がありましたけれども、現在、特別養護老人ホームを設置できるのは、社会福祉法人と自治体に限られております。一方、例えば認知症のグループホームですとかさまざまなものについて、介護保険制度以降、例えば株式会社ですとか、NPO法人ですとか、さまざまな法人が入り込めるサービスがあります。それに対しても補助がありまして、特養に対しては社会福祉法人しかありませんけれども、例えばグループホームその他については、今、申しましたように、有限会社もNPO法人も入っておりますので、結果としてそういった設置主体の方々に対しても補助をしている状況でございます。

(高岡委員)

施設整備というのは本当に難しいと思います。この間も、ある障害者の施設の施設長さんとディスカッションをしましたが、施設というと、地域から隔離されているというイメージが相変わらずまだ非常にあります。特に入所系の施設は、小規模施設がいいとか、宅老所がいいとかとあって、地域にたくさんできました。ところが、できたその施設がまた地域の中で隔離されていく。要するに小規模施設などを推進しても、施設を運営する人、運営する人の理念、地域の中に生きていくという理念が反映されなければ同じになってしまう。50名も100名もいる施設、山の中にある施設、地域とかけ離れている施設、これではかつて日本がずっとやってきた施設整備と何ら変わりません。例えば宅老所にしても、建物は地域、町の中にあります、けれども地域とのおつき合いはあまりありません、これでは意味がありません。こんなことだったら、50人、100人収容の施設のほうが、効率がいい分よほどましです。そうではなく、やはり施設を整備するときには、きちんとした理念が要ると思います。50人だろうが5人だろうが、やはり「地域の中に生きている」というその理念、前提の中で施設が経営、運営されれば、その単位というのは、あまり気にすることはないのではないかと、こだわる必要はないのではないかとともに思います。

例えば障害者施設の西駒郷はコロニー的な施設でしたから、何か解体することがとてもいいようなイメージでこの数年間やってきています。けれども、現場で福祉サービス事業にかかわっている人の中には、「本当にそうだろうか」と異論を唱える方もいっぱいいます。それはなぜかという、その施設の皆さんが出て行った先で、本当に自由に、その人の人権がきちんと守られて地域の中で生きているのかといわれると、クエスチョンが付く方もいらっしゃるわけです。

だから、形よりも、やはり理念として地域の中でしっかり暮らしていく、生きていく。

それが50人であっても、小規模であっても、やはりそういう理念が、実際に施設の経営や運営に具現化されていかないと、何をつくっても変わらないわけです。そういったところを県としても、また市町村としても、行政側からしっかり管理監督指導することがとても大事だと思います。有限会社、株式会社、大いに結構です。福祉法人ももちろん、もともと社会的使命があることですから、やらなくてはいけないことです。その形態にかかわらず、市町村や県、国、行政機関というのはきちんと、そうやってできあがった施設に対して、小規模、大規模を問わず、「地域の中に生きていくんだ」という理念が、地域の中で本当に具現化されているかということの確認、検証をする必要があると思います。それを本当にお願ひしたいと思います。

(大池委員)

私がずっとやってきたことも、高岡さんが言っていたことと同じです。一番気になったのは、とにかくグループホームです。山形村にも2カ所できました。最初、区長をはじめ地域のみんが集まり、わが部落である神の池という地域にグループホームができたときには、「大池さんの言うとおり、地域と障害者が密着して、そういう人たちに目を向けるすごい場所ができた」と、村長からもものすごい賛辞がありました。それが2年目ぐらいになると、もうほとんどそこへ訪ねていくこともなくなり、現在4年目ぐらいになりますが、行くのは私と本当に数人しかいない。ただ、そのホームの人たちは、いつも地域の草むしりなどにはまじめに出ているので、地域の人たちからは、「いい人が来たね」と言われる程度です。

最初に私たちが持った理念では、お祭りや常会に呼ばれたり、冬になればミニバレーのようなスポーツ大会を集落ごとにやるので、そういうところに選手として呼ばれて一緒にやったり、というものだったのですが、そういうことは今ではゼロです。なぜゼロになったのかというと、最初は中心になる世話人がほとんどの面倒を見て、その世話人がいないときにはほかの人がちょっとお手伝いに行く、というように、中心となる人がきちんといました。ところが、今はほとんど三交代で、「私の時間だけやればいい」という方になってしまいました。夜、ちょっと一緒に外に飲みに行こうと思い、行って世話人と話をしても、「私はその時間にはいないから、次の世話人と話をしてくれないか」と言われてしまう。これは違う施設ですが、「お母さんの命日だから、家の仏壇にお線香を上げに行きたい」といっても、「私はその時間は非番なのでほかの人に相談してくれないか」と言われたりして、本当に、生活する上での悩みを受けとめる、という体制には、私の知る限りではほど遠くなってしまっています。手前みそですが、四賀アイ・アイを経営していたときには、その担当者は、その家の冠婚葬祭のすべてにつき合う形でやっていました。50人の施設でしたが、そちらのほうが血の通った施設になっていたのではないかという気がしています。やはり地域の中で、その人がそこに生活している実態に即した対応をするためには、バックアップ施設にまかせるのではなく、地域に密着して

悩みを受けとめる、しかもその人の生活が豊かになるようプラス思考で相談に応じる、という方向に持っていく必要があると思います。ぜひその辺のバックアップをお願いしたいと思います。

(合津委員長)

この部分については、全体では福祉人材の確保というところに書かれてはいますが、14ページの障害者グループホームのところに「福祉業務に関する経験が十分でない職員もいるなど」とあります。その下に、「運営について改善すべき点等がある場合は」とありますが、「運営」だけではなくて「職員の質の向上」なども、そこに加えていただいたほうがよりよい形かと思います。

それでは、(3)子育て支援施策に行きたいと思います。

(増田委員)

子育て支援施策について、いくつかお願いします。

まず目次ですが、 から までありますが、 と、「発達障害児対応のための体制の整備」と「資質の向上」、これは一つにまとめていただいたほうがいいと思います。それから、 の項目については、ほかの項目と重なる部分がありますので、ほかの項目の中に入れ込んでいただいて、 を消去してください。そうしますと全部で6項目になって、目次がすっきりとして見やすいと思います。

それから、本文に行きまして、16ページ。子育て支援施策の「 児童相談所職員の充実」。この項目か、あるいは16ページの一番下の、「県の主な対応」のどちらかで具体的な数字をはっきりと打ち出してください。児童相談所職員の充実、現在は、平成22年度で3種類の専門職を合わせて57人ですので、それを入れていただきたい。それから、県の主な対応、「平成22年度は保健師を1名増員し」とありますが、1名増員では全体の中のどんな部分を占めるのかわかりません。1名増員して2名となったという形にさせていただけるとありがたいです。

それから20ページ、「家族関係支援プログラムの拡充」。現在の実施家族数の数字を入れてください。そして、「対象家族数を拡大し」という文章につなげていただきたいと思っています。

それから、項目で、「貧困防止からのアプローチ」とありますが、虐待の背景にはもう既に貧困があるので、「貧困の防止からのアプローチ」ではなくて、「虐待の背景にある家庭の貧困への対策」という言葉に替えてください。

それから「県の主な対応」で、「平成21年度から2年間、職員を対象にCAPプログラムに関する専門研修を実施した」とあります。これはおそらく教職員に向けてのワークショップだと思います。子どもを相手とした子どもワークショップの開催を希望します。

それから24ページ、早期発見に向けた乳幼児健診の活用、これは私の発言だったので

すが、「5歳児健診」は発言しておりません。県内では5歳児健診は、駒ヶ根市などで試験的に行われたことはありますが、乳幼児健診の正式な形としては位置付けられていませんので、5歳児健診が入ると間違いになります。

以上です。お願いします。

(金原課長)

現状の分析はありますが、例えば児童相談所の職員の配置について、何名が適切であるか、というような数字は出しておりません。

(増田委員)

現状はこうであるという事実を入れてほしいと思います。

(野池課長)

では、数字を入れるように訂正をさせていただきます。

(田中委員)

16ページの上の「児童相談所の職員の充実」と、それから「福祉施設職員の充実」についてお願いしたいと思います。

「児童相談所職員の充実」のところに、これでももちろんいいですが、専門職を増やしてほしいということを入れて欲しいと思います。非常勤職員の採用も含めてということです。児童相談所は、児童に関することすべてを網羅して対応していくところだと思います。例えば虐待を受けて施設入所した子どもが、また家で家族と一緒に暮らすようになる、そのような場面で、児童相談所の職員の方々の支援、指導が必要になってくると思います。そのようなことも一言入れていただければありがたいと思いました。

それから、「児童福祉施設職員の充実」も、このとおりではありますが、先ほど高齢者の施設のところで、ユニットとか宅幼老所とかの話が出ました。児童養護施設の場合、入所定員が大体30～50人のところが多く、その入所の4割が虐待を受けた児童だという統計も出ております。

そういうことから、長野県はファミリーホーム制度のような、少し小規模な施設をやってみよう検討する時期に入っているのではないかと思います。これは、今初めて言うのですが、他県でも少しずつ始まっており、そういうことを検討していただいてもいいのではないかと考えております。

それから、このA3の紙の提言事項の「子育て支援施策について」の「発達障害児を持つ保護者への支援」のボツの3つ目、「子どもの改善につながる親の取組を支援」とありますが、子どもの「改善」というのは、少し抵抗のある言葉だと思いますので、「子どもの養育に取り組んでいる親への支援」のような言葉遣いにしていただければいい

ます。

(鷹野委員)

子育て支援施策について、虐待の問題などは、私は佐久において、本当にこんなにあるのだろうか、3年前には本当は疑っておりました。ところが本当に現実になったということ、この1年特に感じまして、これは大変なことだと思っています。こんなに身近でいろいろなことが起きて、いったいこの先どうなっていくのかと非常に危惧を感じまして、この1年は児童相談所、市役所、教育委員会、保健師の方と本当によく連絡をとりながら、会合を開いたりして取り組んできましたが、ちょっと事例が多すぎると感じています。

「児童虐待の親や子どもへの支援」ということで、虐待を行う親を経済的・精神的に支える仕組みですが、特に家庭を精神的に支える人がいない。お父さんやお母さんに対して、本当に温かい言葉を持って寄り添う人がいなくなってしまう。おじいちゃんやおばあちゃんたちがそばにいないために保育所だけが頼り、児童館だけが頼り、そういう綱渡りのような生活をする家庭が増えてまいりまして、これは本当に危険なことだと、私は実感を持っております。

また、発達障害の子どもたちがまた増えています。食生活の影響なのか、環境の問題なのか、そういう子どもたちが生まれてきておりますので、これは本気で取り組まなくてはいけないと思っています。この間、県からの通達がありまして、短時間パート職員を使ってどんどん保育所も対応するように、ということがございましたが、短時間パート職員を採用するというのもとても難しいことです。保育所というところは途中入所がとても多い。その途中入所してくる子どもたちというのは、いろいろと問題を持った家庭の子どもが多く入ってまいりますので、先生の数が足りなくなります。そこで職員も雇わなくてはいけない。すると、短時間パートで人を雇うなどということは、もう本当に大変なことだと思います。

私立保育園の場合、さきほども大池先生も言われましたけれども、園長、主任が24時間体制で取り組まなければやっていられません。けれども、自分たちにも限界がありますし、これだけ問題が増えてきますと、やはり本気で行政と一緒に立ち上がらなくてはだめだということ、私もつくづく感じました。

そして、例えば障害を持った子どもが児童館に行きます。そのときの児童館が、佐久市の場合にはもう各小学校に一つずつできておりますので、そのでき上がった児童館に障害の子どもを受け入れるための新たな施設整備をするということはありません。そういう場合、子どもに障害があっても、働けるお母さんはお勤めもしたいですので、それはバックアップしなければいけないと思っています。

やはり、これから育っていく子どもたちのために、温かい言葉をかける人と環境がきちんと整備されなければならないと心から思っております。

そして、 の療育に取り組む障害児等が保育所にも通えるような制度上の配慮。療育手帳を持っていなくても、グレーゾーンの子どもはとて手がかりです。言葉では通じません。こういう子にはカードをつくって、トイレに行くときにはトイレのカードを見せたり、お食事のときにはコップとおはしとパンを書いたものを、「今度はこれよ」と見せたりする。それにはやはり人手がかかります。きちんときめ細かく見なければ、本当に見落としてしまいます。今、学校でも非常に困っています。やはり乳幼児期に見落とすことで、次の学校に行ったときにもっと困ってしまう。「困り感」という言葉もこの前聞きましたけれども、そういう子どもたちへの対策は、私はよくまとまっています。本当にいいなと思いました。しかし、この制度をみんなで研修するには、なかなか人がいなくて、研修にも出られません。この研修を受けることで一応コーディネーターになることはできますが、保育士も、健全な子どもを見ているばかりではなく、家庭までも巻き込んで、お父さんやお母さんの心までも安定させるようなコーディネートができるところまで行かないと、これからは難しいかなと思います。それには本当によい人材を幼児教育の現場で育てなければならぬし、また養成校に対してもこのことをきちんと把握してもらわなくては困る、と、私も養成校に行っては申し上げています。ここは本当にふんばりどころで、子育て支援に対して多くのお金と人を投入していただきたい。そのことは心から思っております。

さきほど田中さんがおっしゃった言葉の部分ですが、やはり子どもたちは日々、本当に大人の1000倍も成長していると言われますけれども、私はそう思います。子どもたちはみんなよくなりたい。みんな天に向かって双葉を伸ばして、よい木になりたいと願っていますので、子どもたちの成長につながる、その親の取組を支援、という言葉がいいと思います。

(合津委員長)

ではその点、修正をお願いします。

先ほどの増田委員さんたちのご意見と少し関連しますが、児童相談所の所定数とともに、例えば児童福祉司、あるいは児童心理司のうち資格をお持ちの職員はどのぐらいいますか。そういった数値は把握できますか。

(金原課長)

今、数字は持っていませんが、全くないわけではなく、個別に拾っていくこととなります。資格を持っているかいないかの確認は、一人一人聞かないとわからない部分もございまして、今、数字は出ていません。資格を取得した場合も、報告する義務はないため、把握はしていません。

(合津委員長)

できれば、把握をしていただきたいと思います。

(鷹野委員)

教育委員会にはコーディネーターの先生がいらっしゃいますね。例えばグレーゾーンの発達障害の子どもに関しては、教育委員会の先生方と私たちが一緒になって考えて、学校につなげる検討会もしております。

(田中委員)

教育委員会の特別支援のコーディネーターの先生のお話ですね。

(鷹野委員)

その資格を持っていますね。その資格というのはこういった資格ですか。教師としての資格ですか、コーディネーターの資格ですか。

(田中委員)

いろいろな先生がいらっしゃると思います。

(鷹野委員)

保育所の場合には園長が何でもやってしまいます。どうやってコーディネーターの資格をとっていったらいいかわかりません。

保育所では親のことも家庭のこともわかりますので、本当に温かく話し合いながら取組みを進めることができます。

(大池委員)

それは21ページのところを私もずっと見させていただいて、学校に関しては、ここでも何度も協議され提言したので、県のほうでも特別支援教育コーディネーターというのを15名配置して、しっかりやるようになりました。特に22年度からは、その事業を新規事業としてやったということで、この資料を見て、「頑張っているな、いいことだな」と思っています。

私も少し心配になっているのですが、幼稚園はともかく保育所には、こういう障害者に関して同じような施策があるのかどうか。というのは、私もずっと20年近く、木曽郡の障害のある子どもの担当の皆さんの研修会に、年4回出て、自閉症はこうだとか、お母さんたちの心理はこうだとか、個別指導もずっとやっています。特別支援教育は保育所関係ではどうなっているのか。ちょっと気になります。

(鷹野委員)

保育所には、いろいろな子どもたちが入ってきますね。

(大池委員)

今は「統合保育」という形で、ほとんどの子どもが入ってきています。

(鷹野委員)

ですから、その担当者は研修会には出なくてははいけません。またケースが個々にみんな違いますので個別研究もしております。

また、専門の先生、例えば佐久総合病院の先生方をお招きして、「この子はどういう取り扱いをしていくか、どういう保育をしていくか」ということを研修していくわけです。

(大池委員)

ということは、県の施策として、そのコーディネーターが保育園の中にもいて、保育園でも十分その辺は支援体制ができていて、と理解していいわけですか。

(鷹野委員)

支援というか、療育手帳をもらった子どもに関しては、1人加配の先生がつきますね。その加配の先生に対してはきちんと研修をしたり、また勉強に行ったりしなければなりませんので、園とすれば、きちんと研修に出す、ということはやっております。

(大池委員)

そうだとすれば安心ですが、私がずっと行っていた木曽郡では、その加配の先生たちはあまり研修に行っていなかったように思ったので、そういう制度はないのではないかと今まで思っていました、あるわけですね。

(金原課長)

その研修もありますし、保育所の指導員が、特別支援教育コーディネーターの先生と一緒に保育園を訪問して、実際に指導に当たっております。具体的には保育園のころから小学校へつなげられるようにするための相談を受けて、具体的にどういう指導をしていったらいいのかということ、保育園の保育士へも指導をしたりする形で、巡回し、個別の相談に応じている状況です。

(大池委員)

では特別支援教育コーディネーターというのは、小学校に限らず保育園も含めた形になっているということですね。

(鷹野委員)

保育専門指導員というのは障害の子どもに対する専門的な職種ということではないのですね。

私たちも障害児研究や、障害のある子に対する研究会というものを開いて勉強していますが、気になる子どもについては、「この子は専門機関にかけなければいけない」とか、きめ細かにはやっています。

(大池委員)

学校のほうは提言にたくさん書いてあったけれども、保育園についてはあまり提言として触れていなかったなという思いがあったので、今、そういうことをつけ加えさせていただこうかと思ったのですが、今、鷹野先生のお話を聞くと、ほとんどそういうことはやられているということであれば、私の提案はなくて結構です。

(鷹野委員)

でもやはり、グレーゾーンの子どもの数が増えてきています。それに対して、本当に今までやっていてこれでいいかといったら、やはり足りない。そのところをどうしていくかということは、本当にこれからの大きな課題だと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。その点は、来年にも引き継いでいくことかとは思いますが、可能な限り対応をしていくということをお願いします。

19ページのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資格のところ、臨床心理士「等」あるいは社会福祉士「等」とありますが、この「等」はどのような資格のことを指しているのかというのがはっきりしないと思いますので、この80人の資格の中にはどのような資格があるのか、ここでお答えをいただかなくても結構ですけれども、例として少し付け加えてもらってよろしいでしょうか。

(野池課長)

では教育委員会にも確認をして、正確な文章にしたいと思います。

(合津委員長)

各学校で心の相談室とかをやっていますね。教育委員会ですね。資格を持っていれば確実だとは言いませんけれども、そうでない方も就いておられるということ、時に耳にすることもありますので、やはりそういう資格があり、なおかつ適切な人材を確保するという意味で、確認していただきたいをお願いをしておきます。

それでは全体にわたる大きな柱の4番目にまいりたいと思います。提言の(4)権利

擁護に関する施策についてご意見はありますか。

(神戸委員)

権利擁護関係の施策について、意見を言わせていただきます。

この成年後見については、私が委員にならせていただいた当初は、成年後見に関する総合相談窓口の設置などを検討してほしいということをお願いしていたと思いますが、それから、モデル事業ですとか懇談会などを21年度にやっていただきまして、その結果、今年度はいろいろな地域で、モデル事業以外の地域でも、成年後見センターを検討するような段階にきているということは、県の取組の成果もあるのかと思いますし、少しずつ全体として進展しているということは、喜ばしいことと思っています。

ですから、この提言書の中には、当初お願いをしたことなども書いてありますけれども、徐々に進んできていて、引き続き、県としての取組もお願いしたいということになるかと思っています。県でどういうことに取り組んでいただきたいかという、今、徐々に進んできている地域や検討されている地域もありますけれども、やはりまだ地域の格差がありまして、先日も弁護士会ですとか福祉関係、社協さんなどと一緒に無料相談会をやったときにも、私はたまたま木曽地域のほうに行ったのですが、全くというか、まだ成年後見制度に関する認識などが進んでいない。私が普段活動させていただいている松本市と比べると、やはり3年ちょっと前ぐらいの感覚で、格差があるのを感じました。ですから、進んできているところは、それはそれで今後も支援をしていただきたいですが、地域の格差の問題を、県として全体を見ていただいて、他の地域の取組を紹介するなどの支援をお願いしたいと思います。

また、例えば成年後見制度の普及を考えているセンターの設置を考えるときに、やはりこれも以前も申し上げてきたことですが、経済的な部分について支援が必要になると思います。ここにも書いていただいておりますが、広域でやる場合には、成年後見センターの設置についても助成金が出る制度を県でも設けていただいておりますけれども、各地域で成年後見センターなどの検討をしている中でも、広域でやれる地域もありますが、市町村独自でやりたいとか、地域性がいろいろあり、必ずしも広域でできる地域ばかりではないと思います。そういうときに、広域ではないと補助が出ないという状態ですとなかなか進んでいかない部分があると思います。その辺も検討していただけるとありがたいと思います。

もう1点、「その他」のところにあります、高齢者虐待防止の取組については、私のほうで意見を言わせていただいた問題ですけれども、県のほうで現況調査もされていて、ある程度把握されていると思います。今後もネットワークづくりの推進を検討していただけるということですが、これも先日のその相談会の中であったことですが、高齢者の身体的な虐待については、医療関係者などとの連携も徐々に進んできており、通報制度などもあると思います。一方、高齢者の年金の使い込みとか、経済的な虐待とい

うのがやはり今、増えていまして、それについては、成年後見制度を使って、管理を後見人がやることで解決していける部分もあるとは思いますが、まさに親の年金を使い込むなどというのは横領に当たるわけですが、そういうことについての知識が、行政の担当者の方にはなくて、この点をどうしたらいいのだろうと思っています。そういうことは、司法の専門家などと連携することによって解決できるし、本当に私たちにとっては簡単な問題なのに、どうしてそこで躊躇してしまうのだろうということがあります。

高齢者の問題に限ったことではありませんが、ネットワークづくりというのはとても大切なことだろうと思っていますので、例えば市町村レベルで難しいのであれば、県がその関係団体の取りまとめをして市町村に専門家を派遣できる制度をつくるとか、そういうこともご検討いただきたいと思います。

(合津委員長)

どうもありがとうございます。「地域間格差」ということも、27ページ「市町村・地域による取組の促進」のところに追加させていただきたいと思えますし、その結果、県も具体的に、すべてではなくても結構ですが、モデル事業というのはどんなところで実際にやられたのか、ここへ少し加えておいていただければ、また違う地域での実施もあるかと思えますので、お願いしたいと思えます。

それから、法人後見について、26ページに「取り組む必要がある」ということですが、これはまだ難しいでしょうか。他県では、市町村社協が法人後見をしている例もあるようです。

(高岡委員)

29ページの「県の主な対応」の中で、市町村の相談体制が「充実されてきているところであるが」とありますが、私は、認識はされてきつつあるけれども、相談体制が充実されているとは思いません。このごろもこんなケースがありました。要介護状態にある女性の高齢者のところへ、ある男性高齢者、ちょっと家族にも相手にされないような男性高齢者が入り浸っていて、その女性高齢者の財産を食って生きている、というケースです。

このケースについては、たまたま社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で、通帳、印鑑を管理していたケースだったのですが、専門員に言って、すぐ地域包括支援センター、ケアマネージャーさん、関係するサービス機関の皆さんに集まっていただいて、サービス担当者会議を開いて、ジェノグラム(家計図)をきちんと明らかにするとともに、きちんと実態把握をして、これからの対策を考えたほうが良いということで、ケア会議をやったそうです。すると、市町村の担当者から、「そうやって依存していくのがこの人の習慣だからいいのではないか」、またケアマネージャーからも、「こうやって依存する人がいないと、この女性高齢者は生きていて張り合いがないので、放っておけばいいの

ではないか」という発言がありました。これでいいのでしょうか。権利侵害ということの意味がわかっていないのではないかと、本当に思いました。

やはり今十分でないのは、専門職の人材確保です。専門職のスキルがなかなかついていけない。また、そういった研修機関がまだまだ不十分です。特に市町村の相談体制の部分は、このように変えていただければありがたいです。「市町村の相談体制充実のため専門職の研修に取り組むとともに、今後もネットワーク構築の推進のため云々」というふうにしていただければと思います。「充実されてきている」とは、とても言いがたいのではないかと。市町村でも各地域で、また専門機関でも権利擁護に対する具体的な取組が非常に大切であるという認識はされてきていますが、それに対する基盤整備がまだまだです。これは神戸委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

ですので、そういう文言を取り込んでいただいて、県としても、その役割をきちんと明確にしていっていただきたいと思います。

(合津委員長)

自立支援事業の関係は、現場の視点からはいかがでしょうか。人的に厳しいというお話でしたが。

(高岡委員)

自立支援事業の関係は、本当は唐沢会長さんからお話しいただいたほうがいいのかと思います。これはやはり県社協だけの役割ではないと思います。提言そのものが少し不十分なのは、その辺にもあると思います。市町村の役割もあると思います。地域に住まわれている住民の権利擁護を支援するのは県だけがやることではありませんから、やはり市町村の役割、県の役割、住民の役割、また福祉機関の役割など、いろいろあると思います。

その財政的なバックボーンというか財源確保については、県は大変熱心に取り組んでいただいているのではないかと、一部は思います。ただ、その財源だけで、市町村や、県内に21ある基幹的社協の専門員の人件費すべてがまかなわれるわけではありませんので、その部分で、県の役割、市町村の役割を明確にしながら、その財政的なハードルを超えていただければありがたい。社協には、社協単独で付けるような財源はありませんから。

(合津委員長)

それは社会福祉法の規定で、「都道府県社協が行う」とまず書いてあるものですから、そういうところからだと思いますけれども、会長さんいかがですか。私は、これは都道府県社協がバックアップし、市町村社協が主体になるというのが本来だと思いますが。

(唐沢委員)

日常生活自立支援事業については大分理解を深めていただき、それぞれの基幹社協が中心になってやっていますが、最近いろいろ問題が起きてまいりました。自立支援事業もそうですが、成年後見制度に係る案件が大変数多くなってきているものですから、基幹社協の皆さんもその処理をしきれなくなってきました。そこで、基幹社協に委託している委託元の社協の皆さん方に、「ここはご協力願えないか」、「それは本来あなたの仕事だろう」という話になりまして、トラブルになることもあります。

我々も委託元の社協と話をする、「実は自分でやりたい」という意識のある市町村社協もあるわけです。それはむしろそのほうがいいのではないかと思い、やってもらうような方向に持っていかうとすると、今度は金の問題になってしまいます。専門員がいない、支援員がいない、相談員がいないということになってしまいます。

今後、おそらくこの日常生活自立支援事業の利用者も大変増えるでしょうし、あるいは、そこから出発して成年後見制度へ、という話にもなってきます。ところがここに市長さんがおいでになっていて言いづらいのですが、市町村そのものの認識がまだちょっと低い。要するに何でも「これは社協へ」と、社協に頼るといいますか、仕事を持ってくる。実際ここにも書いてあるとおり、その申し立てをするのは市町村長です。ですから、もっと市町村の職員がそれらについて学習してほしいと思います。

この提言の中にも、市町村の職員は早い人事異動サイクルの中で次々と新しい担当者になって、制度に取り掛かろうとしても難しい、とありますが、やはり専門員制度とか相談員制度という形で、専門職を確立する対策がこれからは必要だと思います。県だけではなかなかできないことですので、県社協も一緒にとは思いますが、一番は国がそういうものを制度としてつくるべきだと思います。そうした制度ができないと、いつまでも「市町村だ、市町村社協だ、県だ、県社協だ」と持ち回りをしているだけになって、なかなか難しいと思います。

ここにも県のほうで書いていただいています。市町村が独自に相談する場合には、私も県社協が専門の弁護士の先生や司法書士の先生を、一回はこちらのお金で派遣するという話になっています。これも件数がだんだん増えてくるものですから、財政的にも大変なことは事実です。

これらを一層充実していくには、私は相談員、あるいはそれに対応する専門員制度というものを確立していただく方向に持って行っていただくのがいいのではないかと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。27ページの日常生活自立支援事業の活用というところに、今のご発言について、すぐ達成されるかどうかは別として課題認識としてはございますので、また、修正していただきたいと思います。

それでは、予定の時間になってまいりましたが、全体を通じて小口市長さんからご意見がありましたらお願いします。

(小口委員)

それぞれがご自分の信念、理念に基づいて、得意の分野でご提言いただいておりますので、これは県への提言でしょうが、とりもなおさず、私たち最先端の自治体と一緒にやっていかなければどうもならないものがほとんどですので、本当に前向きな、よい提言をいただいたと理解させていただいております。

今、唐沢会長さんからもありました社協との関係も、今は指定管理者という形で自律の社協になっておりますが、もともとは行政と一緒にスタートした関係にありますので、国の制度移行で今は社協は独立の組織になっておりますが、市町村とはお互いに補完し合い、時には使い合いながら取り組んでいくのがよいと思いますし、そうした面は残していてもよいのではないかと考えております。私どもも指定管理者、あるいは事業委託という形で、今の成年後見制度等についてはそれなりの財源手当、あるいは人的手当もしながら一緒にやっておりますので、もし、不備等があって一元化すべきというのであれば、そういう方向もあろうかと思えます。

ただし、高福祉はやはりそれなりのコストがかかるということだけは、受け手側にもご理解をいただかないと、なかなかこれからは立ち行かないと思えます。若い皆様方が、福祉のステージに入っていただくことはとてもいいことで、本当にうれしい限りでございますが、人が人の面倒を見ていく、極端に言えば一対一で面倒を看れば、一人分の給料を、一人の受け手が負担しなければなりません。低負担高福祉ならばご理解を受けやすいのですが、なかなかそれは成り立ち得ない世の中になっておりますことをご理解いただきたいと思えます。

(合津委員長)

ありがとうございます。それはもう当然でありまして、介護保険の保険料の改定につきましても、それを避けてサービスの提供ということではできないわけですから、先ほど私は「住民への給付」という言葉を使いましたけれども、現状をやはりみんなに知っていただくということが大事だと思います。県レベルでも、国のレベルでも、制度改革の趣旨を知ってもらうことが大事だと感じています。

それでは時間になりましたので、この辺で閉じさせていただきたいと思えます。追加等がございましたら、これでまとめの作業に入りますが、あとで事務局のほうから、いつまでに追加を、という連絡をさせますので、調整していただければと思います。その後、私と副委員長とで再調整いたしまして、委員の皆さんにもお送りさせていただき、ご了解の上でとりまとめたいと思えます。

それでは、ほかにどうしてもここでご発言しておくことはございますか。

(高岡委員)

この提言ですが、大変多くの委員さんの意見を本当によくまとめていただき、ご苦労されて大変だったろうと、感謝に耐えません。

ただ、先ほども若干言いましたけれども、この審議会というのは、地域にあるさまざまな福祉課題を、それぞれの職能団体であったり、専門機関であったり、地域代表であったり、県民の代表であったりが集めて、地域の福祉課題、生活課題をここで議論したわけです。その解決に向けた取組をどうしていくかという提言になっていかないと、こういった課題があって、県はこういう対応をしました、またやらなくてはいけないというだけでは、やはり足りないと思います。本当は、もっと県としても、市町村はこういうことをやらなくてはいけないのではないかとか、地域住民にはこういうところに役割があるのではないかと、福祉機関はこういうところに役割があるのではないかと、ということが、この提言の中に盛り込まれてもいいと思います。そういう意味では遠慮は要らないという気がします。

ただ、そういった部分の審議が十分尽くされたかということ、やはり不十分でしょうから、今回の提言の中には、そこまではちょっと厳しいかと思います。これは要望ですが、今回の審議会が来年度あるかと思いますが、その際にはそんな視点も取り込みながら、福祉課題を一元的な視点だけで解決しようとしなくて、多分野多元的に解決していく、そんな視点を持っていただいて、この提言をまとめていただければいいのではないかと思います。

(合津委員長)

ありがとうございました。私、6月の第1回目のときに申し上げましたけれども、何とか長野県のこれからのあるべき道筋、私たちの思いを盛り込んでいただきたいという発言をさせていただきました。あとで事務局のほうからお話があるかと思いますが、十分には至らなかったという点が私も少し残念に思うところです。どうもありがとうございました。

(児玉委員)

私は、今、委員長さんがそうおっしゃいましたけれども、長野県は進んでいるのではないかと思いますので、一つだけ発言させてください。

一つは、今年度から、従来の社会部と衛生部が一つになって総合的に考えるようになってきたということです。やはり縦割りだったものが、少しでも連携するような形に進みました。来年度は子どもについて総合的に考える、ということで、県も一生懸命考えているようですし、先程もご発言がたくさん出ました。そういう中で、コーディネーターなど、いろいろな名称の専門職がありますが、その方々が本当の意味で連携できるよ

うにしていく必要があるのではないかと思います。それと同時にやはり窓口を一本化して、そこからすぐにきちんとその専門職に行きつくシステムをつくっていくべきだと思います。

例えば具体的には、法テラスでは、最近の利用が増えてきて、ダイレクトにその地域の専門家のところに話が行くようになった、と聞きますが、以前はそうではありませんでした。例えば来年度から進める子どもの関係でも、どういうシステムを構築し、どうやって進めていくのかということが、ものすごく大事なのではないかと思います。この分野は課題が多岐にわたり過ぎますから、いろいろなことがあると思いますが、その中から少しでも推進できる部分は推進し、今後のことを一つずつ考えていかないと、単年度でさまざまなことを解決するのは非常に難しいと思います。

冒頭、私どもの小さな会が、15年かかりながらいろいろなことをお互いに研修し合っていると申しました。最初はフェローシップとその情報交換のつもりで始めた会合でしたが、今は研修を中心に行っています。長野県内で先進的な取組をしているところへは、必ず視察するようにしています。今後もそういうグループ、そういう人たちがたくさん出ているだろうと思います。一人ではできにくいでしょうから、今は個々に集まっている方々とも、またいろいろな形で連携していけたらいいのではないかと思います。また皆さんともそういった連携をお願いしたいと思います。

(合津委員長)

どうもありがとうございます。公募委員のお二人から、これまで進んできたところも見てはどうかというご意見をいただきました。もっともっと進まなければいけないと思います。ありがとうございます。

それでは、予定しました審議を終わらせていただきたいと思います。その他関連部分については、また県事務局と調整をさせていただきます。

(3) その他

(合津委員長)

それでは、最後に(3)その他ということで、事務局からお願いします。

(野池課長)

当審議会に本年度、具体的な案件として1件、ご意見をちょうだいする予定の案件がありました。国の地方分権に絡みまして、自治体の自由度を拡大するということで、特養とか障害者支援施設、児童福祉施設など、いろいろな社会福祉施設も含めて、従来、国で決めていた設置管理基準、これを自治体がそれぞれの条例で定めることができる、そんな制度に改正をしていくということで、国のほうで法律を改正する準備をしておりました。いわゆる地域主権関連三法案ということで、その中の、国による義務付け・枠

付けを見直していこうという動きです。

県としても、その法律の改正を待って条例案をつくる、それに当たってのご意見をちょうだいしたいという予定でしたが、参議院選後の国会の状況がご案内のような状況でありまして、審議がストップを、この法案につきましてもしている状況でございます。

地方六団体といいますか、知事会とか市長会とか、地方の自由度を高める大事な法案であるということで、審議の促進について国のほうに申し入れをしている状況でございますが、今のところ、進展が望めないような状況でございます。そんなことで、この具体の案件の1件につきましては、来年度になる可能性が高いと思っております。

また、いずれ審議会のほうにご意見をちょうだいする場面が出てきようかと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

(合津委員長)

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問がございますか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定されました審議は終わらせていただきます。第1回目の会議のときに申し上げましたが、会議ではすべての委員に最低1回は発言いただくということをお願いしてきましたが、3年間のすべての会議で達成することができました。本当に心から御礼申し上げます。

では、事務局のほうにお返しをしたいと思います。

4 閉 会

(事務局)

どうもありがとうございました。合津委員長さん、並びに委員の皆様方には、長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、状況に大きな変化がない限り、本日が最後の審議会ということにさせていただきたいと思っております。委員の皆様方には、任期の間、ご多忙のところを出席いただきまして、貴重なご意見をいただきまして、本当に重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。